

令和6年度手話施策に関する意見交換会

主催：旭川市



聞こえる・聞こえない みんなで考える防災

旭川市では、平成28年6月に「旭川市手話言語に関する基本条例」を制定し、「手話が言語である」ことに対する市民の理解を深め、手話によるコミュニケーションと情報提供があらゆる分野で普及することで、ろう者を含む全ての市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指しています。

緊急時、聞こえない・聞こえにくい方が必要な情報を的確に得られるための方法やコミュニケーションへの理解を深めることを目的として開催します。

日時

令和7年3月22日（土） 13:00～16:00

会場

旭川市障害者福祉センターおびつた
2階 会議室1

定員

50名程度

参加費
無料

対象

手話の経験を問わず、どなたでも参加可能

申込み

インターネット又はFAX, Eメールにて
3月7日（金）までにお申し込みください。

内容

- ① 言葉を使わずに相手にどう伝える？ ～日常生活～
ろう者の困りごとに対し、ジェスチャーで伝える
- ② ろう者からの経験談
日常生活や災害時の困りごと、手話のレクチャー
- ③ 言葉を使わずに相手にどう伝える？ ～災害発生時～
災害発生時や避難所の音声放送を相手に伝える



申込みQRコード

【申込み・問合せ先】

旭川市 福祉保険部 障害福祉課 障害事業係

電話：0166-25-6476 FAX：0166-29-6404

メール：syougai Fukusi@city.asahikawa.lg.jp